

# 廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

最終更新日 2020年3月5日

印刷する

## 医療関係機関及び廃棄物処理業者のみなさまへ

新型コロナウイルスに関連した感染症について、令和2年3月4日に環境省から下記の通知が発出されました。

[「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付循環適発第2003044号・循環規発第2003043号）（PDF：185KB）](#)

現在、国内の複数地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の感染者が散発的に発生している状況にあり、政府においては、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、令和2年2月25日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定したところです。

廃棄物処理は国民生活を維持するために不可欠なサービスの1つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められています。

つきましては、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、下記事項に御留意いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物について

#### 「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理すること

##### （排出事業者の皆様）

- ・施設内での保管の際に、他の廃棄物が混入するおそれがないように必要な措置を講ずること及び腐敗するおそれのある廃棄物については腐敗の防止のために必要な措置を講ずること
- ・排出の際に、容器に入れて密閉すること及び感染性廃棄物である旨等を表示することなど、適正処理の観点から排出事業者が行うべき必要な措置等を行うこと。

##### （廃棄物処理業者の皆様）

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物に限らない様々な感染性廃棄物の処理の委託を受けた廃棄物処理業者が、遅滞なく適正に処理する必要があること及び医療関係機関等が新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症に対する医療等の極めて重要な業務を遅滞なく継続する必要があることから、これらの継続的な業務の妨

げとならないよう、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むこと。

## 2. 医療関係機関等以外から排出される、感染性廃棄物に該当しない廃棄物について

### 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に準拠し、適正に処理すること

現時点では、一般的な状況における新型コロナウイルス感染症の感染経路は飛沫感染及び接触感染であると考えられている。これは新型インフルエンザと同様であることから、新型コロナウイルス感染症についても、新型インフルエンザ対策と同様に通常のインフルエンザに係る廃棄物の処理と同様の方法により処理することで感染を防ぐことが可能と考えられる。このため、作業員が新型コロナウイルスに触れることなく収集運搬及び処分すれば作業員が感染することなく処理できるものと考えられること。

感染性廃棄物に該当しない廃棄物についても個別の状況を踏まえて感染性廃棄物に準じた処理を行うことを妨げるものではないが、そのために必要な容器等の手配等により当該廃棄物の処理が遅滞した場合には、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることなどを考慮に入れ、国民生活を維持するために不可欠なサービスである廃棄物処理体制の維持に十分に配慮すること。

※その他詳細につきましては、令和2年3月4日付環境省通知をご確認ください。

#### 【関連通知】

[「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）令和2年1月30日付循環適発第20013010号・循環規発第2013027号」（PDF：81KB）](#)

[「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付環境適発第2001225号・環境規発第2001223号）（PDF：80KB）](#)

#### 【関連マニュアル等】

[「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（PDF：759KB）](#)

[「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）（PDF：4,139KB）](#)